

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 8 月 25 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600437号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600183号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月10日の標準賞与額を3万円、同年12月10日の標準賞与額を27万4,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月10日

年金事務所からのお知らせにより、A社における請求期間の標準賞与額の記録がないことを知ったので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された「賞与明細書」(2003年7月分及び2003年12月分賞与)及び預金通帳の写しにより、請求者は、A社から平成15年7月10日に3万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(3万円)に基づく厚生年金保険料(2,037円)を事業主により賞与から控除され、同年12月10日に27万4,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(27万4,000円)に基づく厚生年金保険料(1万8,604円)を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600314号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600184号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和38年5月1日から同年3月31日に訂正し、同年3月及び同年4月の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

昭和38年3月31日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和38年3月31日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和38年3月31日から同年5月1日まで

請求期間もA社に継続して勤務していたため、厚生年金保険の加入記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録及びB社(本社)から提出された1965年(昭和40年)9月1日発行の社内報の記事により、請求者が請求期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、B社(本社)は、3月31日付けで退職した社員を同じ年の5月1日付けで採用することではなく、上記社内報からも請求者は継続して勤務していたと思われることから、勤務が継続している以上、厚生年金保険料も継続して給与から控除していたはずである旨回答している。

さらに、請求者と卒業年度は異なるものの、請求者と同じ高等学校を卒業し、請求者と同様に高等学校を卒業した年の3月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得している5人は、いずれも空白期間が生じることなく被保険者記録が継続していることがA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間もA社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められ、請求者の請求期間に係る標準報酬月額につ

いては、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる資格取得時の標準報酬月額から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社（本社）における資格喪失日及びA社における資格取得日に係る記録は、両事業所が加入していたそれぞれの健康保険組合から提出された被保険者名簿において確認できる記録と一致していることが確認でき、当該資格喪失日及び資格取得日の記録は、事業所からの届出に基づき記録されたものと認められることから、社会保険事務所（当時）は請求者の昭和38年3月31日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、A社は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600401号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1600035号

第1 結論

昭和54年*月から昭和56年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年*月から昭和56年3月まで

私が20歳の頃に、父が私の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれたと思うのに、未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、払出年月日が昭和56年9月4日と記載されていること及びA市で作成された請求者に係る国民年金被保険者名簿索引票の備考欄に「昭和56年度新規加入23次」(4月の第1週を1次として、23次は第23週目で昭和56年8月30日の週)と記載されていることから、昭和56年9月頃に払い出されたと推認でき、請求者は、この頃に国民年金の加入手続を行ったと考えられる。

また、請求者は、A市外へ転居していないことが住民票により確認でき、上記記号番号とは別の記号番号が払い出されていたとは考え難く、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても上記記号番号とは別の記号番号を確認することはできないことから、請求者が20歳の頃に請求者の父親が請求者の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたとする請求者の主張と符合しない。

さらに、請求者は国民年金の加入手続及び請求期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、請求期間の国民年金保険料を納付したとする請求者の父親は亡くなっているため、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な陳述が得られない。

そのほか、請求者の父親が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600489号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600182号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成24年9月14日から同年10月6日まで

A事業所に勤務していたが、海外赴任をすることになり、平成24年10月5日に退職した。帰国直後である平成28年3月の「ねんきん定期便」により、平成24年9月の厚生年金保険料が納付されていないことが判明した。A事業所は請求期間に係る資格喪失日について誤りを認めており、厚生年金保険の加入記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、A事業所から提出された請求者に係る「在籍証明書」及び2012年9月25日付けの「B社(C国)出向に関する事務手続き」並びに同事業所の回答により、請求者が請求期間に同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A事業所は、給与からの保険料控除方法は翌月控除であり、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除を行っていない旨回答しており、また、同事業所から提出された請求者に係る「賃金台帳(平成24年)」からも、平成24年10月度の給与から同年9月分の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。